

第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会における会員の慶弔について定める。

第2条（慶事）

会員の慶事（叙勲又は表彰等）でその事実を本会が確認し、当該会員の同意を得た場合、祝電の送付及び祝辞または紹介記事のホームページへの掲載を行うことができる。

第3条（弔事）

1. 本条の対象は、以下の各号に該当する者とする。

- ① 名誉会長
- ② 名誉会員
- ③ 役員

2. 弔事への対応は以下のものを選択するものとし内容を会長が決定する。

- ① 訃報のホームページ掲載（一定期間の掲載後非公開とする）
- ② 弔電（平均的な金額とする）

第4条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は2024年12月27日から施行する。